

保健室から

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、子ども一人一人の発育、健康状態を知り、学校生活を送る上での問題等がないかどうかを学校が把握するとともに、子どもにとっても自分の体の状態を見つめさせるために行います。下の項目について検査を行いますが、病院で行うような詳しい検査ではないことを御理解ください。



項目	検査内容	小学校					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
身体測定	身長・体重	●	●	●	●	●	●
視力検査	視力	●	●	●	●	●	●
聴力検査	聴力	●	●	●		●	
内科検診	栄養状態 脊柱及び胸部 皮膚疾患・心臓 四肢の状態 その他の疾病	●	●	●	●	●	●
眼科検診	眼部疾患	●	●	●	●	●	●
耳鼻科検診		●	○	●	○	●	○
歯科検診	う歯・歯周疾患 不正咬合 その他の疾病	●	●	●	●	●	●
心臓検診	聴打診	●	●	●	●	●	●
	心電図	●	○	○	○	○	○
結核検診	問診票	●	●	●	●	●	●
	精密検査	○	○	○	○	○	○
尿検査	蛋白・糖・潜血	●	●	●	●	●	●

● 全員に実施するもの ○ 必要児童に実施するもの

(2) 保健室での対処



<病気になったとき>

症状や様子によって「保健室で休ませ経過を観察する」か「早退させる」か判断します。早退させる際は保護者の方のお迎えをお願いします。なお、内服薬の投与はできません。

<けがをしたとき>

保健室で応急処置をした後、軽症の場合は経過を観察します。重症や緊急を要する場合は直ちに医療機関へ移送します。その際、なるべく保護者の方の立会いをお願いします。

不慮の事故の発生の可能性があります。児童の在校時間はすぐに連絡が取れるようにしておいてください。(保健調査票に勤め先、祖父母等も記入をお願いします。)

※ 保健室での処置はあくまでも応急処置です。その後の治療は御家庭でお願いします。

※ 学校管理下以外でのけがについてつけかえ処置などできかねます。

(3) 災害共済給付制度について

学校の管理下で、お子さんに災害(けがや病気)が起こったときに、共済災害給付(医療費・見舞金)を行う児童のための国の共済制度(独立行政法人 日本スポーツ振興センター)です。



ア 共済掛け金(年額)

500円(令和3年度は935円で、新宮町が435円を負担しています。4月以降にお知らせします。)

イ 給付対象・給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付額
負傷	○学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円(手出し1500円)以上のもの	医療費 医療保険費の療養に要する費用の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている)に「療養に要する費用の月額」の1/10を加算した額 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	○学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ○給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下または、混入による疾病・負傷による災害	
障害	○学校管理下の負傷及び上欄の疾病が治まった後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	○学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の場合1,500万円)
	突然死 学校の管理下において運動などが起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の場合、1,500万円)
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円

※交通事故等第三者行為による災害で、加害者からの損害賠償を受けたとき等については、給付の対象にならない場合があります。

※医療機関で窓口負担額には特定療養費や容器代など保険対象外の費用が含まれていることがあります。窓口負担額が一定の金額以上でも上記の「療養に要する費用の額」が5,000円以上とにならない場合がありますのでご注意ください。

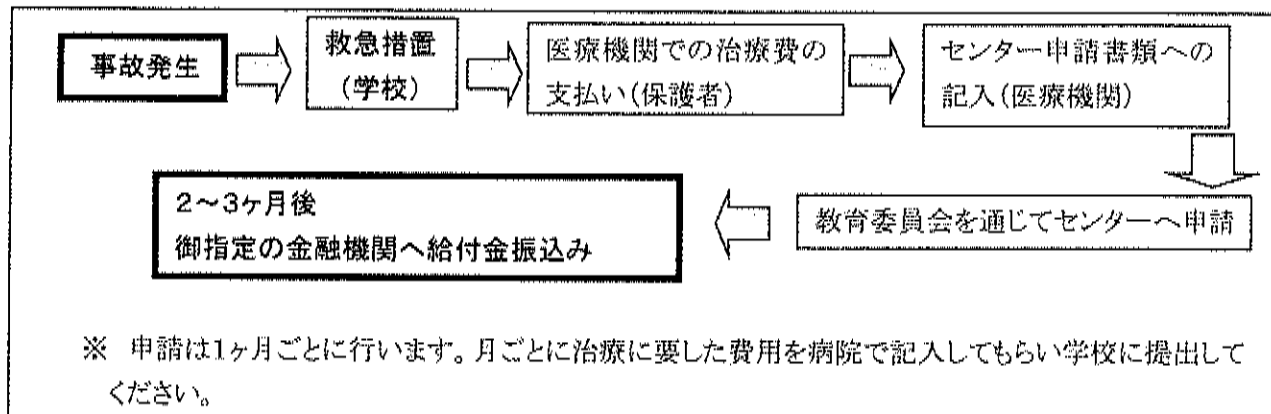
※「学校の管理下」とは、教育活動中〔授業・校外活動(遠足・修学旅行など)〕、休憩時間中、登下校中(通常の経路・方法で登下校をした場合)のことです。

ウ 給付金の請求手続きについて

給付金の手続きは、学校と新宮町教育委員会が行います。保護者の方には、学校からの連絡により、必要な書類をそろえていただきます。また、治療の経過を報告していただくなど、学校との連絡を密にしてください。

エ 給付金の支払いについて

下図の流れに沿って、御指定の金融機関の口座に振り込まれます。



(4) 学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間

児童が病気にかかり学校を休まなければならなくなったとき、病欠欠席ではなく「出席停止」となる場合があります。その場合、必ず医師の診断を受けてください。そして、診断を受けられたら、学校の担任までご連絡ください。医師の登校の許可が出るまで学校は休ませてください。その対象となる病気は以下の感染症です。

第 二 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	熱が下がってから3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹がなくなるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたのようになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなって2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症	症状によって、学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病	